

詩吟や演歌も出て賑やかな交流会に

東京吉川会が17回目の総会

第17回東京吉川会総会が8日、四ツ谷のスクワール麹町で開催されました。今回の総会には昨年を大きく上回る120人ほどが参加しました。このうち、吉川区からは各種団体役員など17人が参加しました。

総会は午前11時半から。関澤英世会長が一年間の活動報告をするともに、会長職を退く



ことを明らかにしました。初代の平山会長に続いての会長職は6年間に及びました。関澤会長からは吉川区の体育祭、酒祭りなどにも顔を出していただきました。いつもふるさと吉川のことを思

い、心配してくださった会長さんでした。心から「ご苦労様でした」と申し上げたいと思います。新会長は長峰出身の平山勇さん(写真)です。東京消防庁で活躍された方で、東京吉川会ではこれまで幹事長として頑張ってきてくださいました。

いつも参加者に喜ばれる吉川区の近況報告、八木辰正総合事務所長が来賓を代表して行いました。吉川区出身の新教育長が誕生したこと、市長選の結果、大潟区出身の市長となったこと、吉川高校のあとに高等特別支援学校ができることなどの報告は関心を呼びました。

懇親会は今回はいつも以上に賑やかでした。原之町の山田良一さん、下深沢の加藤昇さんが詩吟を披露したほか、大勢の人たちが演歌などを歌って盛り上げました。



た。私をもつぱら会員さんたちとの交流です。初めて会った秋山田鶴子さん(尾神出身)、高野耕作さん(入河沢出身)やすっかり顔なじみとなった片桐功さん(国田出身)などふるさと吉川について楽しい話をいっぱいしました。私の『春よ来い』(同時代社)を持って参加された人もいました。同級生の間で回し読みをしていてくださるのだ

そうです。うれしかったですね。今年も最後は「吉川町音頭」の踊り(写真下)で締めました。



「尾神吹切りに風わたれ」今年も

1883年(明治16年)3月12日に尾神嶽で発生した大雪崩により亡くなった人たちを悼する吟詠が今年の吉川区芸能発表会でも行われ、注目されました。

「尾神吹切りに風わたれ」と題したこの吟詠は紫洲流日本明吟会新潟本部の皆さんによるもの。昨年6月の、山直海の専徳寺での奉納吟詠、昨秋の吉川区芸能発表会での吟詠に続いて三度目となりました。痛ましい遭難事故を後世に伝える貴重な役割を果たしてくれそうです。この吟詠では吉川区長峰の上野成さんの短歌三首が採り入れられています。

山法師 空木も花なき 中腹に

報尽為期碑は 夏の陽を受く

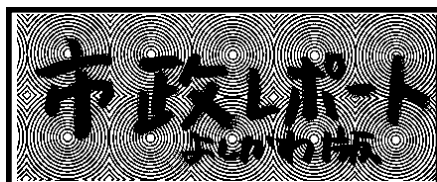
雪崩れ起きし 嶽に真向かう 碑に

指を這わせて 字面をたどる

大寺の 猷擲の櫓を 競い曳き

雪崩に殉きし 人らを思う

報尽碑のそばに立ち、触って、亡くなった人たちに思いを馳せた歌。一昨年の夏の作です。



NO 1423
2009.11.15

発行・編集 日本共産党上越市議 橋爪法一
Tel 548-3628 (有線) 4867
E-mail hasiznyg@ruby.ocn.ne.jp
URL http://www.hose1.jp/

春よ来い 第一〇九回 つるし柿

また木枯らしの吹く季節がやってきました。吉川区のシンボル、尾神岳が三回白くなる。平地にも雪が降るといわれていますが、すでに一回白くなりました。母はいつものうちに柿をもぎ、つるし柿をつくりはじめました。

つるし柿というのは、皮をむいた渋柿を細いワラ縄などでさみ、軒下などでつるして干す柿をいいます。母は、ワラ縄の代わりに白いナイロンの紐（ひも）を使って干しています。

母は先日、大潟区に住む私の弟に手伝ってもらい、柿もぎをしました。柿の木は牛舎の近くにあり、高さが三メートルほどしかない小さな木ですが、もいだ柿は洗濯用のたらいに山盛りにして二つ分にもなるほどたくさんありました。

役所から我が家に戻ってきた時、母のつるし柿づくりがはじまっています。日当たりのいい廊下が母の仕事場です。一つひとつ皮むきをし、たらいの中に積み上げた柿は朱色の山になっていました。

皮をむくと次はナイロン紐にくくりつける作業です。母は新聞紙を広げ、その上にナイロン紐をのぼしておき、柿の山から一つずつ柿を取り出します。そして紐を両手で少し広げて、そこに柿のツボ（柿のヘタのことをいいます）をはさみます。紐を広げてはさむ動きはじつにゆっくりです。横から見ると、背中を丸くして作業をしている母の姿は針に糸を通そうとしているようにも見えました。その母が丸い大きな柿を手にして、しみじみと言いました。

「天気と風で、他に何にもしねがに、かわつかすけ……、こんげん丸っこいががな」
「まわりはとても静か。茶の間からは柱時計の音だけが聞こえてきます。外では近くのケヤキの枯れ葉がひらひらりと舞い降りていました。」

「おまん、紐にいくつづら下げがだね」
「に、し、ろ、や、とお、一三だ」
と答えが返ってきました。数えていたので、一本ごとに数が違うのかと思ったら、そうではありません。一本の紐に母がくくりつける柿の数はどれも一三個でした。

一三個というのは母が紐につるして持ち上げることのできる柿の最大の数です。おそらく母のことですから、最初は、子どもたちに一個でも多く食べさせてあげようと思つてつるしていたのでしよう。その数が一三個だったのです。これまで私は、一本の紐に何個つるしてあるかを数えたことはありませんでした。食べるばかりだったからです。もし今回、柿のツボを紐にはさみこんでいる母の丸い背中を見なかったなら、まだ数えることなく過ごしていかも知れません。

紐にくくりつけた柿を二階へ持ち込み、軒下にある物干し竿を使って干すのも母がやっています。三十年ほど前、屋根から落ちて大けがをしたことなどすっかり忘れ、つるし柿づくりが夢中になる母。干している間に渋柿が甘みをもった食べ物へと変わり、それを喜んで食べてくれる人の姿が思い浮かぶうちは母はつるし柿をつくり続けることでしょう。

敗戦後の、食糧難の時代を生きてきた人間にとって、つるし柿の甘味はいつまでも忘れることができない味のひとつです。柿を紐でくくりつけながら、母はもう一度つぶやきました。「天気と風で、他に何にもしねがに、かわつかすけなあ」

会津若松市で議会基本条例学ぶ

市議会議会基本条例策定検討委員会は4日、会津若松市を訪れ、同市の議会基本条例について研修してきました。

同市に市役所にマイクロバスが着いてみんなびっくりしたのは庁舎です。1937年（昭和12年）に建設した建物と、ミニ国会議事堂といった感じでした。議場も厳粛かつ落ち着いた雰囲気がありました（写真）。

さて、会津若松市の議会基本条例は昨年の6月に施行されました。全国でも栗山町、三重県に次いで3番目と聞いています。説明を聞いて、まず感心したのは、議会制度検討委員会設置にあたっては、議員だけでなく、公募市民や学識経験者も入れたことです。どこの議会基本条例でも市民参画を重視していますが、条例づくりの当初の段階から市民に入ってもらうのはとても大事だと思いました。それと議員の間で理解を深めるために条例策定過程の節目、節目で全員協議会を開催してきたというのも重要だと感じました。

会津若松市の条例で注目してきたことのひとつは議会の「議決責任」です。これは議案等を議決した時の



市民への説明義務、議会運営に関する説明義務を内容とするものですが、これを明記しておかないと「議員間の討議による合意形成」が担保されないということでした。ここらへんの切り口は上越市議会でも検討して見る必要があります。

もうひとつ、市長の反問権、これは議員の質問の趣旨の確認や質問の根拠、背景をたずねる範囲ではありますが、「江戸のかたきは長崎で」ということも心配されているのか現実にはなかなか行使できにくいようです。同市では条例施行後まもなく1年半になりますが、まだ行使されたことがないそうです。

それから議員間討議。これは議会の委員会で重要案件だと共通認識があり、賛否が分かれるような場合に行ってきたそうですが、試行しながらあるべき姿を求めているのは上越市議会と同じでした。

この日の視察研修で勉強になったのは条例そのものについては言うまでもないことですが、条例制定後の会津若松市議会の対応についても参考になりました。逐条解説がないのでこれではまずいのは思っていたのですが、議会報などを使って「市民との意見交換会」「議員間討議」の実例を示しながら、市民の皆さんから理解を深めていただく工夫はすばらしいものでした。また、条例の「不断の評価と改善」についても体制ができていました。おそらく、会津若松市議会の条例はどんどん進化していくでしょう。これからも注目です。